

禁複製

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 廿日市市木材港北4番60号
氏 名 安田金属株式会社
代表取締役 安田 秀吉

令和4年1月28日付けで申請の一般廃棄物収集運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定によって、次のとおり許可します。

令和4年4月1日

廿日市市長 松本 太郎



1 許可番号

114

2 名称及び所在地

安田金属株式会社 代表取締役 安田 秀吉
廿日市市木材港北4番60号

3 取扱指定区域

(1) 廿日市地域

許可車両番号 1401、1402

(2) 佐伯地域

許可車両番号 1403佐伯、1404佐伯、1405佐伯

4 一般廃棄物の種類

固形状一般廃棄物

5 有効期限

令和4年4月1日から
令和6年3月31日まで

6 条件

別紙のとおり

禁複製

検査済証

令和4年4月1日

住所 廿日市市木材港北4番60号
氏名 安田金属株式会社
代表取締役 安田 秀吉 様

廿日市市長 松本 太郎



次の施設等が基準に適合していることを証する。

施設等の名称	構造	数量(面積)等	備考
収集車両	パッカー車	最大積載量1,500kg	広島800あ7853 (1401)
収集車両	ダンプトラック	最大積載量1,950kg	広島400あ2899 (1402)
車庫	—	1,002㎡	廿日市市木材港北10 65番3
収集車両	パッカー車	最大積載量1,900kg	広島800あ3455 (1403佐伯)
収集車両	コンテナトラック	最大積載量3,000kg	広島100あ9113 (1404佐伯)
収集車両	クレーン付トラック	最大積載量5,400kg	広島100き4965 (1405佐伯)
車庫	—	488㎡	広島市佐伯区五日市港 三丁目3番11号

有効期限

令和4年4月1日から
令和6年3月31日まで

※収集車両「パッカー車」①広島800あ4135から広島800あ7853、
②広島800あ5952から広島800あ3455への入替え

変更年月日 令和5年12月6日